

熊本県後期高齢者医療保険基盤安定負担金交付要項

(通則)

第1条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第99条第3項の規定に基づく後期高齢者医療保険基盤安定制度に係る県費負担金(以下「負担金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、法、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令(平成19年厚生労働省令第140号)及び熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要項に定めるところによるものとする。

(交付の対象)

第2条 この負担金は、法第99条第1項及び第2項の規定に基づいて市町村が行う後期高齢者医療に関する特別会計への繰入れ事業を対象とする。

(交付額の算定方法)

第3条 この負担金の交付額は、法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金の4分の3に相当する額とする。

(交付の条件)

第4条 この負担金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書(別記第1号様式)を作成し、これを事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(交付の申請)

第5条 市町村は、この負担金の交付の申請を行う場合には、負担金交付申請書(別記第2号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(別記第3号様式)
- (2) 後期高齢者医療に関する特別会計への繰入金算出明細書(別記第4号様式)
- (3) 歳入歳出予算(見込)書抄本

(変更交付の申請)

第6条 市町村は、この負担金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付等の申請を行う場合には、負担金変更交付申請書(別記第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書(別記第6号様式)

- (2) 後期高齢者医療に関する特別会計への繰入金算出明細書
- (3) 歳入歳出予算(見込)書抄本

(交付の決定)

第 7 条 知事は、負担金の交付の申請又は変更交付の申請が行われた場合において、当該申請に係る書類等の審査等により、負担金を交付すべきものと認めるときは、速やかに負担金の交付の決定をするものとする。

(交付決定の通知)

第 8 条 知事は、負担金の交付の決定をしたときは、市町村に対し、負担金交付決定通知書(別記第 7 号様式)又は負担金変更交付決定通知書(別記第 8 号様式)により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

(交付の方法)

第 9 条 この負担金は、概算払いにより交付する。

(実績報告)

第 1 0 条 市町村は、当該年度の事業が完了したとき又は知事の承認を受けて事業を中止し、若しくは廃止したときは、事業実績報告書(別記第 9 号様式)に次に掲げる書類を添えて、毎年度知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

- (1) 負担金精算書(別記第 1 0 号様式)
- (2) 後期高齢者医療に関する特別会計への繰入金算出明細書
- (3) 歳入歳出決算(見込)書抄本

(負担金の額の確定)

第 1 1 条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査等により、負担金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、市町村に対し、負担金交付額確定通知書(別記第 1 1 号様式)によりすみやかに通知するものとする。

(その他)

第 1 2 条 市町村は、特別の事情により第 5 条、第 6 条及び第 1 0 条に定める手続きができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要項は、平成 2 1 年 1 月 2 7 日から施行し、平成 2 0 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、平成 2 2 年 1 月 7 日から施行し、平成 2 1 年 4 月 1 日から適用する。

別記第1号様式(第4条関係)

(元号)年度

後期高齢者医療保険基盤安定負担金調書

(市町村名)

県			地方公共団体								備考
歳出予算 科目	交付決定 の額	負担率	歳入			歳出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち県費負 担金相当額	支出済額	うち県費負 担金相当額	

(注)1 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること

2 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。

3 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

別記第2号様式（第5条関係）

番 年 月 日
年 月 日

熊本県知事 様

市町村長

印

（元号）年度後期高齢者医療保険基盤安定負担金の交付申請について

標記について、次により県費負担金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 金 _____ 円

2 関係書類

（1）（元号）年度後期高齢者医療保険基盤安定負担金事業計画書

（別記第3号様式）

（2）後期高齢者医療に関する特別会計への繰入金算出明細書（別記第4号様式）

（3）歳入歳出予算（見込）書抄本

別記第3号様式(第5条関係)

(元号)年度後期高齢者医療保険基盤安定負担金事業計画書

(市町村)

	後期高齢者医療に関する 特別会計への繰入金 (A)	県費負担金所要額 (B)
高齢者の医療の確保に関する 法律第99条第1項に係るもの		
高齢者の医療の確保に関する 法律第99条第2項に係るもの		
合計		

- (注) 1 A欄には、保険基盤安定負担金として市町村の一般会計から後期高齢者医療に関する特別会計への繰り入れる総額を記入すること。
2 B欄には、A欄の額に県費負担割合(3/4)を乗じて得た額を記入すること。(1円未満切り捨て)

別記第4号様式(第5条、第6条、第10条関係)

後期高齢者医療に関する特別会計への繰入金算出明細書

(市町村名)

保 険 料 軽 減 対 象 者 数							
法第99条第1項該当者数				法第99条第2項該当者数		合計	
7割	5割	2割	計	5割	計		
人	人	人	人	人	人	人	
被 保 険 者 均 等 割 額 軽 減 基 準 単 価							
当年度 均等割額	法第99条第1項該当軽減基準単価				法第99条第2項該当軽減基準単価		
	7割	5割	2割		5割		
円	円	円	円		円		
後期高齢者医療に関する特別会計への繰入金							
法第99条第1項該当軽減額				法第99条第2項該当軽減額		合計	
7割	5割	2割	計	5割	計		
円	円	円	円	円	円	円	

別記第5号様式（第6条関係）

番 年 月 日
年 月 日

熊本県知事 様

市町村長

印

（元号）年度後期高齢者医療保険基盤安定負担金の変更交付申請について

（元号）年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた（元号）年度後期高齢者医療保険基盤安定負担金については、次により変更交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1	追加交付（交付決定一部取消）申請額	金	円
〔	内訳 県費負担金所要額（変更後）	金	円
	既交付決定額	金	円
〕			

2 変更を必要とする理由

3 関係書類

（1）（元号）年度後期高齢者医療保険基盤安定負担金変更事業計画書

（別記第6号様式）

（2）後期高齢者医療に関する特別会計への繰入金算出明細書（別記第4号様式）

（3）歳入歳出予算（見込）書抄本

別記第 6 号様式 (第 6 条関係)

(元号) 年度後期高齢者医療保険基盤安定負担金変更事業計画書

(市町村)

	後期高齢者医療に関する 特別会計への繰入金 (A)	県費負担金所要額 (B)
高齢者の医療の確保に関する 法律第 9 9 条第 1 項に係るもの		
高齢者の医療の確保に関する 法律第 9 9 条第 2 項に係るもの		
合計		

- (注) 1 A 欄には、保険基盤安定負担金として市町村の一般会計から後期高齢者医療に関する特別会計への繰り入れる総額を記入すること。
2 B 欄には、A 欄の額に県費負担割合 (3/4) を乗じて得た額を記入すること。(1 円未満切り捨て)

(元号)年度後期高齢者医療保険基盤安定負担金交付決定通知書

(市町村名)

(元号)年 月 日付け 第 号で申請のあった高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第99条第3項の規定に基づく(元号)年度後期高齢者医療保険基盤安定負担金については、次のとおり交付することに決定しましたので、熊本県後期高齢者医療保険基盤安定負担金交付要項(以下「交付要項」という。)第8条の規定により通知します。

(元号)年 月 日

熊本県知事



- 負担金の対象となる事業(以下「事業」という。)は、交付要項第2条に定める事業であり、その内容は(元号)年 月 日付け 第 号申請書記載のとおりです。
- 事業に要する経費及び負担金の額は、次のとおりです。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は負担金の額が変更されるときは、別に通知します。

事業に要する経費	金	円
負担金の額	金	円
〔内訳〕	法第99条第1項軽減分	金 円
	法第99条第2項軽減分	金 円
- 負担金の額の確定は、交付要項第3条に定める交付額の算定方法により行います。
- この負担金は、交付要項第4条に掲げる事項を条件として交付します。
- 事業に係る実績報告は、交付要項第10条に定めるところにより行わなければなりません。
- この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における申請の取り下げをすることができる期限は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日です。

(元号)年度後期高齢者医療保険基盤安定負担金変更交付決定通知書

(市町村名)

(元号)年 月 日付け 第 号で交付決定の通知をした(元号)年度後期高齢者医療保険基盤安定負担金については、(元号)年 月 日付け 第 号申請に基づき、決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定しましたので通知します。

(元号)年 月 日

熊本県知事



1 負担金の対象となる事業(以下「事業」という。)は、交付要項第2条に定める事業であり、その内容は(元号)年 月 日付け 第 号申請書記載のとおりです。

2 事業に要する経費及び負担金の額は、次のとおりです。

事業に要する経費	金	円
内今回増加額(今回減少額)	金	円
負担金の額	金	円
内今回追加交付額(内今回一部取消額)	金	円

3 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における申請の取り下げをすることができる期限は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日です。

別記第9号様式（第10条関係）

番 年 月 日
年 月 日

熊本県知事 様

市町村長

印

（元号）年度後期高齢者医療保険基盤安定負担金に関する事業実績報告について

（元号）年 月 日付け 第 号で交付決定のあった（元号）年度後期
高齢者医療保険基盤安定負担金に関する事業実績について、関係書類を添えて報告します。

1 関係書類

- （1）（元号）年度後期高齢者医療保険基盤安定負担金精算書（別記第10号様式）
- （2）後期高齢者医療に関する特別会計への繰入金算出明細書（別記第4号様式）
- （3）（元号）年度歳入歳出決算（見込）書抄本

別記第10号様式(第10条関係)

(市町村名)

(元号)年度後期高齢者医療保険基盤安定負担金精算書

(単位:円)

	後期高齢者医療に関する 特別会計への繰入額 (A)	県費負担金 所要額 (B)	県費負担金 交付決定額 (C)	県費負担金 受入済額 (D)	差引 (B - D)
高齢者の医療の確保 に関する法律第99 条第1項に係るもの					
高齢者の医療の確保 に関する法律第99 条第2項に係るもの					
合計					

別記第11号様式(第11条関係)

番 号

(元号)年度後期高齢者医療保険基盤安定負担金交付額確定通知書

(市町村名)

(元号)年 月 日付け 第 号で交付決定の通知をした(元号)年度後期高齢者医療保険基盤安定負担金については、(元号)年 月 日付け 第 号事業実績報告に基づき、交付額を金 円に確定しましたので通知します。

(元号)年 月 日

熊本県知事

